

盛岡市市税条例の一部改正について

第1 改正の趣旨

所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止等の地方税法の一部改正（平成18年3月31日公布）に伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税の各種税率の見直し、各種控除の新設及び減税（減額）措置等必要な所定の規定等の整備を行う。

また、併せて同法の一部改正等に基づき、同条令中資産税及び国民健康保険税における必要な各種規定の整備も実施する。

第2 改正内容について

改 正 内 容							適 用 関 係																																																											
<p>1 個人住民税</p> <p>(1) 住民税所得割の税率改正</p> <p>個人住民税所得割の税率を一律6%とする。（県民税とあわせると10%。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">改 正 案</th> </tr> <tr> <th>所得区分</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>合計</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> <td rowspan="2">2%</td> <td>5%</td> <td rowspan="3">一律6%</td> <td rowspan="3">一律4%</td> <td rowspan="3">一律10%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 700万円以下</td> <td>8%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>10%</td> <td>3%</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：所得税の税率改定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現 行】</th> <th colspan="2">【改 正】</th> </tr> <tr> <th>課 税 所 得</th> <th>税 率</th> <th>課 税 所 得</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 330万円</td> <td>10%</td> <td>～ 195万円</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>330万円 ～ 900万円</td> <td>20%</td> <td>195万円 ～ 330万円</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>900万円 ～ 1,800万円</td> <td>30%</td> <td>330万円 ～ 695万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円 ～</td> <td>37%</td> <td>695万円 ～ 900万円</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>900万円 ～ 1,800万円</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,800万円 ～</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年分所得税から適用する。</p> <p>※個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置（調整控除）が講じられる。（別添・資料1）</p> <p>※改正に伴い、市民税で20億4,500万円の増収が見込まれる。（県民税では47億3,800万円。）</p>							現 行			改 正 案			所得区分	市民税	県民税	合計	市民税	県民税	合計	200万円以下	3%	2%	5%	一律6%	一律4%	一律10%	200万円超 700万円以下	8%	10%	700万円超	10%	3%	13%	【現 行】		【改 正】		課 税 所 得	税 率	課 税 所 得	税 率	～ 330万円	10%	～ 195万円	5%	330万円 ～ 900万円	20%	195万円 ～ 330万円	10%	900万円 ～ 1,800万円	30%	330万円 ～ 695万円	20%	1,800万円 ～	37%	695万円 ～ 900万円	23%			900万円 ～ 1,800万円	33%			1,800万円 ～	40%	平成19年度分から適用(平成19年6月徴収分から)
現 行			改 正 案																																																															
所得区分	市民税	県民税	合計	市民税	県民税	合計																																																												
200万円以下	3%	2%	5%	一律6%	一律4%	一律10%																																																												
200万円超 700万円以下	8%		10%																																																															
700万円超	10%	3%	13%																																																															
【現 行】		【改 正】																																																																
課 税 所 得	税 率	課 税 所 得	税 率																																																															
～ 330万円	10%	～ 195万円	5%																																																															
330万円 ～ 900万円	20%	195万円 ～ 330万円	10%																																																															
900万円 ～ 1,800万円	30%	330万円 ～ 695万円	20%																																																															
1,800万円 ～	37%	695万円 ～ 900万円	23%																																																															
		900万円 ～ 1,800万円	33%																																																															
		1,800万円 ～	40%																																																															

改正内容

適用関係

(2) 分離課税等に係る個人住民税の税率割合等の改正

分離課税等に係る税率割合等を市町村民税（6%）と道府県民税（4%）の税率改正にあわせ、次のとおり改める。

区分	市民税分		参考（県民税分）		
	現行	改正案	現行	改正案	
土地、建物等の長期譲渡所得	3.4%	3%	1.6%	2%	
優良住宅地造成等のための長期譲渡所得	譲渡益2,000万円以下				
	2.7%	2.4%	1.3%	1.6%	
	譲渡益2,000万円超				
	3.4%	3%	1.6%	2%	
居住用財産の長期譲渡所得	特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分				
	2.7%	2.4%	1.3%	1.6%	
	特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分				
	3.4%	3%	1.6%	2%	
土地、建物等の短期譲渡所得	6%	5.4%	3%	3.6%	
	(国等に対する譲渡の場合)				
	3.4%	3%	1.6%	2%	
株式等に係る譲渡所得等	3.4%	3%	1.6%	2%	
上場株式等に係る譲渡所得等	2%	1.8%	1%	1.2%	
先物取引等に係る雑所得等	3.4%	3%	1.6%	2%	
土地の譲渡等に係る事業所得等	9%	7.2%	3%	4.8%	
肉用牛の売却に係る農業所得	1%	0.9%	0.5%	0.6%	
配当控除	特定投資信託・目的信託	2%	1.6%	0.8%	1.2%
	上記及び下記以外の証券投資信託	1%	0.8%	0.4%	0.6%
	一般外貨建等証券投資信託	0.5%	0.4%	0.2%	0.3%
	課税所得1,000万円超の部分				
	特定投資信託・目的信託	1%	0.8%	0.4%	0.6%
	上記及び下記以外の証券投資信託	0.5%	0.4%	0.2%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.25%	0.2%	0.1%	0.15%
外国税額控除の控除限度額（国税の控除限度額に対する割合）	100分20	100分の18	100分10	100分12	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	3分の2	5分の3	3分の1	5分の2	

平成19年度分から適用（平成19年6月徴収分から）
※以下、外国税額控除の控除限度額まで同じ

平成20年度分から適用

(3) 税額計算の特例措置の廃止

累進税率を前提とした規定である山林所得並びに変動所得及び臨時所得の税額計算の特例措置を廃止する。

平成19年度分から適用（平成19年6月徴収分から）

改正内容	適用関係
<p>(4)個人住民税の住宅借入金等特別税額控除 税源移譲に伴い、住宅ローン減税による控除で所得税からの減額幅が減少する者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る。）については、その減少額相当分を翌年度の個人住民税において税額調整する措置を講じる。 (別添・資料2)</p>	<p>平成20年度分から28年度分まで適用</p>
<p>(5)定率減税の廃止 個人住民税所得割額の7.5%相当額（最高2万円）の定率減税を廃止する。</p>	<p>平成19年度分から適用(平成19年6月徴収分から)</p>
<p>(6)地震保険料控除の創設 現行の損害保険料控除を改組し、地震保険契約に係る保険料等の2分の1（上限2万5千円）を総所得金額から控除する地震保険料控除制度を設ける。</p>	<p>平成20年度分から適用</p>
<p>(7)その他、必要な所要の規定の整備</p>	
<p>2 固定資産税</p>	
<p>(1)必要な所要の規定の整備 必要な所要の規定の整備を行うものである。</p>	
<p>3 国民健康保険税</p>	
<p>(1)必要な所要の規定の整備 必要な所要の規定の整備を行うものである。</p>	

第3 施行期日

2の(1)については、平成18年10月1日

1の(1), 1の(2), 1の(3), 1の(5)及び3の(1)については、平成19年4月1日

1の(6)については、平成20年1月1日

1の(2)中配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除及び1の(4), については、平成20年4月1日

資料

1 人的控除の差に基づく負担増を調整する減額措置。

合計課税所得金額	所得割額から控除する金額
200万円以下	①>②の場合 → ②×3%を控除
	①<②の場合 → ①×3%を控除
200万円超	①-(②-200万円) < 5万円の場合 → 5万円×3%=1,500円を控除
	①-(②-200万円) ≥ 5万円の場合 ①-(②-200万円) × 3%を控除

※①は人的控除の差の合計、②は住民税の合計課税所得金額を表す。

【参考】県民税分については、3%を2%と、1,500円を1,000円と読み替える。

2 税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除による税額調整措置

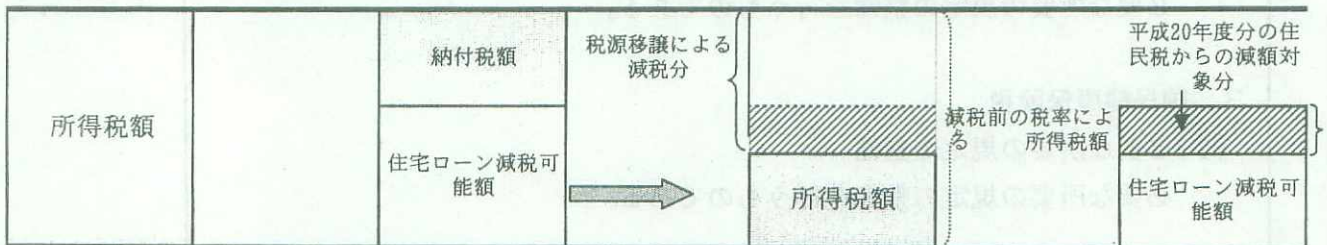
【税源移譲前】

【税源移譲後】

例1：減税前の税率による所得税額 > H19年分住宅ローン減税可能額の場合

(平成18年分)

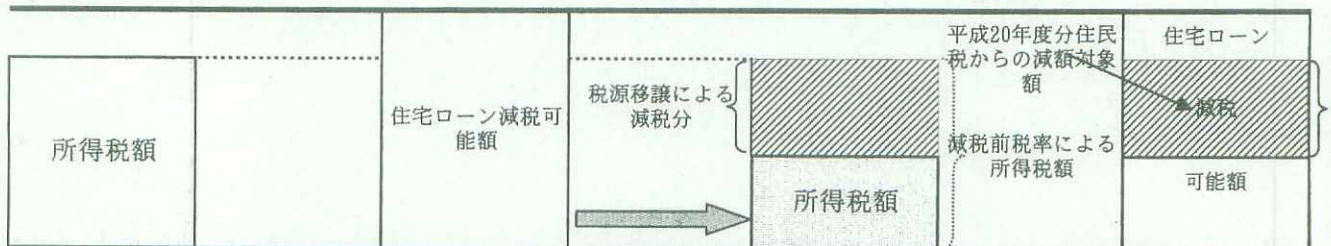
(平成19年分)



例2：減税前の税率による所得税額 < H19年分住宅ローン減税可能額の場合

(平成18年分)

(平成19年分)



所得税・個人住民税の負担増減額表

(独身)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	改正前	改正後	負担増減額	改正前	改正後	負担増減額	改正前	改正後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
300万円	124,000	62,000	△ 62,000	64,500	126,500	62,000	188,500	188,500	0
500万円	258,000	160,500	△ 97,500	163,000	260,500	97,500	421,000	421,000	0
700万円	474,000	376,500	△ 97,500	307,000	404,500	97,500	781,000	781,000	0
1,000万円	966,000	868,500	△ 97,500	553,000	650,500	97,500	1,519,000	1,519,000	0
1,200万円	1,330,000	1,273,000	△ 57,000	775,500	832,500	57,000	2,105,500	2,105,500	0
1,500万円	2,079,000	2,103,900	24,900	1,130,400	1,105,500	△ 24,900	3,209,400	3,209,400	0
2,000万円	3,504,000	3,671,400	167,400	1,747,900	1,580,500	△ 167,400	5,251,900	5,251,900	0

(夫婦子2人)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	改正前	改正後	負担増減額	改正前	改正後	負担増減額	改正前	改正後	負担増減額
円			円			円			円
300万円	0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
500万円	119,000	59,500	△ 59,500	76,000	135,500	59,500	195,000	195,000	0
700万円	263,000	165,500	△ 97,500	196,000	293,500	97,500	459,000	459,000	0
1,000万円	688,000	590,500	△ 97,500	442,000	539,500	97,500	1,130,000	1,130,000	0
1,200万円	1,052,000	954,500	△ 97,500	631,200	721,500	90,300	1,683,200	1,676,000	△ 7,200
1,500万円	1,662,000	1,645,200	△ 16,800	986,100	994,500	8,400	2,648,100	2,639,700	△ 8,400
2,000万円	3,087,000	3,212,700	125,700	1,603,600	1,469,500	△ 134,100	4,690,600	4,682,200	△ 8,400

(注) 1、夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族。(所得税で63万円、個人住民税で45万円、普通は所得税38万円、住民税33万円。)

〃 2、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。